

共同提案体協定書（案）

（目的）

第1条 当共同提案体は、株式会社野村総合研究所（以下「発注者」という。）が公募・委託する令和6年度テクノロジーマップの整備等に向けた調査研究における「・・・・・・・・」の技術検証（以下「本業務」という。）にかかる提案及び実施を共同連帯して行うことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同提案体は、「〇〇〇〇共同提案体」（以下「当共同提案体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当共同提案体は、事務所を（※住所を記載。共同提案体を構成する企業の所在地等）に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当共同提案体は、令和6年〇月〇日に成立し、本業務の履行完了後3ヶ月を経過するまでの間は解散することができない。

2 本業務を受託することができなかつたときは、当共同提案体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当共同提案体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号

株式会社×××

△△県△△市△丁目△番△号

株式会社◇◇◇

（総括機関及び総括機関の役割）

第6条 当共同提案体は、株式会社×××を総括機関とする。

2 当共同提案体の総括機関は、本業務に関し、以下の各号に掲げる業務を行う。

- （1）本業務に関する発注者及びデジタル庁等との事務連絡
- （2）本業務の進捗管理、開発管理、品質管理に関する業務
- （3）本協定書に定める業務
- （4）その他本業務の総括業務

（総括機関の権限）

第7条 当共同提案体の総括機関は、本業務の履行に関し、当共同提案体を代表して、発注者及びデジタル庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当共同提案体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の業務の分担（以下「分担業務」という。）は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

株式会社×××

- ・ あああ
- ・ いいい
- ・ ううう

株式会社◇◇◇

- ・ かかか
- ・ ききき
- ・ くくく

2 前項に規定する分担業務の価額については、運営委員会において定めるところによるものとする。

(推進責任者)

第9条 各構成員は、自己の分担業務に関し、別紙「推進責任者一覧」のとおり、それぞれ推進責任者を定める。

2 当共同提案体の総括機関の推進責任者は、本業務に関する当共同提案体の意見調整、発注者との連絡、発注者と当共同提案体との会議運営等の取りまとめ業務を行うものとする。他の構成員は、総括機関の推進責任者から上記取りまとめ業務への協力を求められた場合は、これに応じるものとする。

3 別紙「推進責任者一覧」に掲げる事項に変更があった場合には、各構成員は、速やかに変更後の事項を発注者及び他の構成員に通知する。

(運営委員会)

第10条 当共同提案体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第11条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、その分担業務に応じた責任を負うとともに、本業務の履行完了に向けて相互に協力するものとする。

(取引金融機関)

第12条 当共同提案体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、総括機関の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第13条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配

を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第14条 本業務を行うにつき発注した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(知的財産権の帰属)

第15条 本業務の履行に関連し発生した発明、ノウハウ、アイデア等に関する特許権その他の無体財産権（以下「知的財産権」という。）は、発注者に譲渡されるものを除き、その発明等を行った構成員に帰属するものとする。

(第三者の権利侵害)

第16条 各構成員は、本業務の履行に関し、第三者の特許権、著作権その他一切の権利を侵害しないよう万全の注意を払うとともに、万一、侵害又はそのおそれが発生した場合には、直ちに発注者及び他の構成員に事実関係を通知し、当共同提案体においてその対応につき協議するものとする。

2 前項の事態が発生した場合、各構成員は、発注者に迷惑をかけないように最大限努力するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第17条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第11条に規定する当共同提案体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第18条 本協定書に基づく権利義務を他人に譲渡し又は担保に供することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第19条 構成員は、当共同提案体が本業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第20条 構成員のうちいずれかが本業務の途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当共同提案体に参加させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第17条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合に対する構成員の責任)

第21条 当共同提案体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は各々の分担業務に応じてその責に任ずるものとする。

(有効期間等)

第22条 この協定書の有効期間は当共同提案体の成立日から当共同提案体が解散するまでの間とする。

2 この協定書が終了した場合であっても、第15条（知的財産権の帰属）、第16条（第三者の権利侵害）、第17条（構成員の相互間の責任の分担）及び第21条（解散後の契約不適合に対する構成員の責任）の効力は有効に存続する。

(協定書に定めのない事項等)

第23条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容につき疑義が生じた事項については、運営委員会において定めるものとする。

2 前項の場合、各構成員は、構成員間で最終的に解決されるよう最大限の努力をするものとする。

株式会社×××外1社は、上記のとおり共同提案体協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書2通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和6年〇月〇日

「・・・・・・・・」の技術検証
〇〇〇〇共同提案体構成員

株式会社×××
代表取締役社長 印

株式会社◇◇◇
代表取締役社長 印

推進責任者一覧

構成員の名称	推進責任者の氏名	推進責任者の連絡先